国・公・私立学校教職員のための



年金コース

(拠出型企業年金保険)

=令和8年3月加入申込み・更新手続きのご案内=

※【契約概要】【注意喚起情報】はP6~P7に記載しています。ご加入前に必ずご確認のうえ、お申込みください。

~財団ホームページに将来設計をサポートする豊富な年金試算メニューが用意されています~

アクセスしてください

教職員生涯福祉財団のホームページ

https://www.kyosyokuinzaidan.jp

注意! 新規加入・変更後の初回月払振替日は令和8年2月24日です。 新規加入・変更後の初回ボーナス払振替日は令和8年7月22日です。 在職時(新規加入時・年1回の募集時)一時払の振替日は令和8年6月22日です。

加入申込書兼口座振替依頼書·変更申込書 財団サービスセンター必着日(申込締切日)

令和7年11月10日(月)

公立学校共済組合

(事業主団体:一般財団法人教職員生涯福祉財団)

お問い合わせ先

〒160-0004 東京都新宿区四谷三丁目12番地 フロンティア四谷6階

教職員生涯福祉財団サービスセンター

TEL 0120-491-294(無料)月曜日~金曜日(祝日を除く)午前10時~午後5時 専任スタッフがお答えします。

新規加入資格

申込日現在健康で正常に就業し、現職の公立学校共済組合の組合員の方(短期組合員含む)(注1)

個年型: 積立期間(退職まで)が10年以上ある方(65歳で退職の場合は、昭和45年4月2日以降生まれの方)

- 一般型: 積立期間(退職まで)が2年以上ある方(65歳で退職の場合は、昭和37年4月2日以降生まれの方)(注2)
- (注1) 公立学校共済組合および文部科学省共済組合の組合員または私立学校教職員共済制度の加入者でなくなった場合は、制度から脱退となりその時点で の積立金をお支払いします。

短期間での脱退の場合、積立金額は払込金額を下回ることがあるため、加入に当たってはご留意ください。

- (注2) 次の方は新規で加入することはできません。
 - ①休職中・育休中の方 ②任意継続加入者の方 ③現在、年金コースの年金受給者および繰延中の方
- (注3) 申込日および加入日(令和8年3月1日)時点で組合員であることが必要です。

※すでに加入済の方は別途自宅宛に「住所・氏名等変更手続のご案内」「ご加入内容のお知らせ」「保険料控除証明書」を送付いたしますので、加入口数の変更・一般型、個年型への追加加入・在職時一時払の申込みをご希望の場合は同封の「変更申込書」を記入、押印のうえ所定の期日までに財団サービスセンターへ郵送ください。

意向確認【ご加入前のご確認】

アイリスプラン年金コースは、老後生活の資金確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に 沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

「今のうちから、少しでも」将来の不安に備えたいあなたへ

将来のための資産確保として、この機会にアイリスプラン「年金コース」を検討してみてはいかがでしょうか?

積立ては手軽に始められます。

月払での積立ては2口(2,000円)から1口(1,000円)単位で設定できます。

また、月払と併用でボーナス払(1ロ10,000円で1ロ(10,000円)単位で設定)も設定できるため、より手軽に積立てができます。

ライフプランに合わせて選べます。

- ①年1回口数を変更できます。
- ②年金受取方法は、退職するときに決めることができます。

年金種類もさまざまなものから選択可能なため、退職時にライフプランに合わせて最適な年金が選べます。

なお、年金受取を開始された方は、退職後の生活支援を目的に、「MYセカンドライフ応援ネット(①24時間健康・医療相談サービス②介護相談サービス③FP相談サービス④終活相談サービス)」を無料でご利用いただけます。

本サービスは資料作成時点のものを記載しており、本サービスの諸条件、運用規則や内容等は今後変更される可能性があります。

- ※年金にかえて一時金として受け取ることもできます。
- ※一般型では積立金額を充当することで無配当医療保険に加入することもできます。

無配当医療保険について、今後の環境変化等により取扱内容(販売休止を含む)を変更させていただく可能性があります。加入には告知書の記入が必要になります。詳細は退職時に別途ご案内するパンフレットをご参照ください。

予定利率*は年1.25%(令和7年6月1日現在)です。

生命保険会社の前年度決算によって配当金が加算される場合もあります。

※予定利率は今後変更となる可能性があります。

新規加入時、退職時に加えて、

年に1回の募集時に一時払の申込みができるようになりました!

在職時(新規加入時・年1回の募集時)・退職時に一時払ができます。

月払加入者は、月払と併用のボーナス払のほかに、一時払(1口100,000円から)ができます。

- 一時払は在職時(新規加入時・年1回の募集時)・退職時に取扱います。
- ※一時払は月払加入が条件となります。
- ※一時払掛金には制度運営費(口座振替手数料など)0.4%(1口当り400円)が含まれます。
- ※退職時一時払は、確定年金を選択する場合退職時の積立金と同額または5,000万円のどちらか少ない方の範囲内です。

積立途中の引き出しができます。

一般の生命保険料控除型(一般型)に加入すると、所定の事由に該当する場合脱退(解約)せずに、積立金から払出しができます。個人年金保険料控除型(個年型)は、別枠で所得控除が受けられることから、法により積立金を払出すことはできません。 税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。

■将来の自分のために、積立てを始めましょう! 少しずつでも将来のゆとりある資金となります。

草表(加入後経過年数ごとの積立金

- ※月払加入は、2口(2.000円)からとなります。
- ※表はそれぞれ1口の場合です。10口の場合はこの表を10倍にしてください。
- ※加入期間および掛金(口数)の変更(増口)日により積立金額が払込掛金合計額を下回ることがあります。

月 払 (1口=1,000円の場合)				ボーナス払 (1ロ=10,000円の場合)				一時払(1ロ=100,000円の場合)			
加入後 経過年数	払込掛金 合計額	増減額	積立金額 (脱退一時金額)	加入後 経過年数	払込掛金 合計額	増減額	積立金額 (脱退一時金額)	加入後 経過年数	払込掛金 合計額	増減額	積立金額 (脱退一時金額)
1年	12,000円	約▲ 220円	約 11,780円	1 年	20,000円	約▲ 380円	約19,620円	1 年	100,000円	約▲1,040円	約98,960円
2	24,000	▲ 300	23,700	2	40,000	▲ 530	39,470	2	100,000	90	100,090
3	36,000	▲ 250	35,750	3	60,000	▲ 450	59,550	3	100,000	1,230	101,230
4	48,000	▲ 60	47,940	4	80,000	▲ 140	79,860	4	100,000	2,380	102,380
5	60,000	270	60,270	5	100,000	390	100,390	5	100,000	3,540	103,540
10	120,000	4,070	124,070	10	200,000	6,650	206,650	10	100,000	9,580	109,580
15	180,000	11,610	191,610	15	300,000	19,140	319,140	15	100,000	15,980	115,980
20	240,000	23,110	263,110	20	400,000	38,220	438,220	20	100,000	22,760	122,760
30	360,000	58,940	418,940	30	600,000	97,770	697,770	30	100,000	37,560	137,560
40	480,000	113,640	593,640	40	800,000	188,740	988,740	40	100,000	54,170	154,170

ボーナス払・一時払は月払加入が条件となります。

- **給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。** (1) 記載の給付額は、明治安田生命保険相互会社、傳夢辞事会社)の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)を使用しており、その他の引受会社の基礎率を含めたものとはなっていません。 (2) 「給付額試算表 (加入後経過年数ごとの確立金額)」の金額は、次の条件で計算していますが、実際にお支払する金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません
- ①年間保険料51億円を常に維持していること。
 ②加入名名自の保険料が毎月月末に入金されたものであること。
 ②加入名名自の保険料が毎月月末に入金されたものであること。
 ③給付額試賞表の給付額は、明治安田生命保険相互会社(事務幹事会社)の予定利率(令和7年6月1日現在年125%)に基づき計算しています。なお、基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業事等)については、将来変更される場合があります。
 (3) 記載の給付額試賞表には、配当金を加算していません。毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。決算実績によってはお支払できない年度もあります。また配当金が生じた場合には積立金の積増に充当されます。年度途中で脱退された場合は、その年の配当金がありません。
 (4) 積立金(脱退一時金)は加入年数が短いと払込保険料の合計を下回ります。

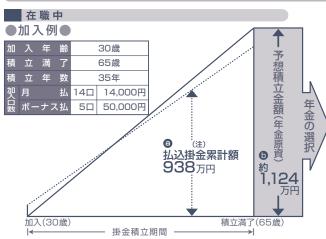
65歳

加入例で将来の積立金額をイメージしてみましょう!

年金コースの加入例

年金で受け取っている間も運用益が加算されますので 年金受取総額は予想積立金額より多くなります。

75歳



掛金(月払・ボーナス払)には、1口当り0.9%の制度運営事務費(口座振替手数料など)が含まれています。

積立満了後 10年 ※年金受取開始を65歳とした場合のものです。 確定年金 〈受け取りイメージ〉 受取期間10年

月額約98,000円 65歳から10年間にわたり受け取れる 9,380,000 🖪 a払込掛金累計額 ❻予 想 積 立 金 額 11,248,700 🖪 (年金原資) ◎年金受取総額 **約 11,837,200**

※年金受取りの種類は他にもあります。詳細は4ページをご確認ください。

戻り率※約126.1%

※戻り率とは、「③払込掛金累計額」に対する 「©年金受取総額」の割合を示しています。 戻り率 (%)=©÷@×100

年金受取総額

約1,183万円

下表で年金受取総額や戻り率を確認してみましょう!

(〇20歳、積立満了65歳、月	払5口 (5,000円)、ボース	トス払1口(10,000円)、	退職時に10年確定年金を記	選択の場合	
少しずつこつこつと	払込掛金累計額	積立金額	基本年金月額	年金受取総額	戻り率※
積立てをはじめよう! 途中で口数も	a	Ь		(10年間) €	G/a
変えられるし	3,600,000円	約4,591,000円	約40,200円	約4,831,200円	約134.2%

○40時 積立差了65時 Bt/ 20日 (20 000円) ボーナフ状 Q日 (20 000円) 退除時に10年確定年全を選択の場合

	11ALCH (L0,000) 1/1 /1) NIGOTI (00,000)			
公的年金の支給開始 年齢もあがるし、 将来のことも	払込掛金累計額 a	積立金額 ⑤	基本年金月額	年金受取総額 (10年間) ⓒ	戻り率※ ⊙ / @
考えなくては	10.500.000円	約11,854,700円	約103.900円	約12.475.000円	約118.8%

※年金受取総額=基本年金月額×12か月×10年間

※戻り率とは、「③ 払込掛金累計額」に対する「⑥ 年金受取総額」の割合を示しています。戻り率(%)=⑥÷⑥×100 戻り率はパンフレット作成時点での引受状況(引受会社、基礎率等)にて算出しているため、今後の引受状況によって数値は変動いたします。また、戻り率は保険料の払込方法、性別、 年齢等によって異なります。

老後の生活資金準備の第一歩として、将来受給できる公的年金を確認しましょう

<ご参考> 公的年金シミュレーター(https://nenkin-shisan.mhlw.go.jp/)

「公的年金シミュレーター」は、働き方・暮らし方の変化に応じて、将来受給可能な年金額を簡単に

試算できるツールとして、厚生労働省が開発したものです。パソコンまたはスマートフォンでご利用できます。



給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。

記載の給付額は、明治安田生命保険相互会社(事務幹事会社)の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)を使用しており、その他の引受会社の基礎率を含めたものとはなっていません。なお、実際にお支払する金額は変動(増減)することがあり、採来のお支払額をお約束するものではありません。なお、年金開始後は、保険事務費として、年金支払時に年金額の1%を積立金から控除します(記載金額は控除後です)。

るの大事が別の後に、体験事務員として、大事を払い行に生命制め」がを構立金がら生態である。 毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。配当金が生じた場合には年金の増額のため保険料に充当しますが決算実績 によってはお支払できない年度もあります。 なお、記載の給付額には、配当金を加算していません。

個年型と一般型の違い ④ ご注意のうえお申込み願います。ご加入後 の型変更はできません。

加入資格に該当すれば一般型と個年型の両方にご加入いただくことも可能です。						
加入型(保険料控除)包	個年型 個人年金保険料控除の対象 ー般型 一般の生命保険料控除の対象 (個人年金保険料控除は受けられません)					
掛 金	●掛金(月払・ボーナス払・一時払)には制度運営事務費(口座振替手数料など)(月払1口当り9円、ボーナス払1口当り90円、一時払1口当り400円)が含まれています。 ※掛金は加入者負担です。 ① 月払掛金1口1,000円で、最低2口から最高999口まで加入できます。 ② ボーナス払掛金1口10,000円で最低1口から最高200口まで加入できます。 ③ 在職時(新規加入時・年1回の募集時)一時払掛金1口100,000円で最低1口から最高500口(5,000万円限度)まで加入できます。 ④ 退職時一時払掛金1口100,000円で最低1口から最高500口(5,000万円限度)まで加入できます。 (注1)ボーナス払・一時払は月払加入が条件となります。 (注2)確定年金を選択する場合(繰延終了時点での確定年金を選択する場合も含む。)、退職時一時払掛金は退職時の積立金額と同額(10万円単位)または5,000万円のどちらか少ない方の範囲内です。					
掛金の払込み	加入者本人名義の口座から自動振替となります。初回の月払振替日は令和8年2月24日です。 ●振替日 月 払毎月22日 ボーナス払7月22日、12月22日(振替できなかった場合は再振替は行いません) 在職時(新規加入時・年1回の募集時)一時払…6月22日(振替できなかった場合は再振替は行いません) (注1)振替日が金融機関の休日の場合は翌営業日となります。 (注2)月払掛金が4ヵ月連続して振替不能の場合は自動脱退となります。 (注3) 7月と12月は月払とボーナス払の合計額を振替えます。 (注3) 7月と12月は月払と在職時(新規加入時・年1回の募集時)一時払の合計額を振替えます。 (注4) 6月は月払と在職時(新規加入時・年1回の募集時)一時払の合計額を振替えます。 (注5)掛金は、収納代行会社(株)日本共同システムに徴収を委託しています。通帳にはNKSコウリツと印字されます。					
新規加入・掛金の変更※1	新規加入・掛金(口数)の変更(増減口)・在職時(新規加入時・年1回の募集時)一時払の申込みは、年1回の募集期間中に申込みを受け付け、毎年3月1日が加入日(変更日)となります。					
加入日(責任開始日)	令和8年3月1日					
を 本職中 の 給付 の 送金とに でに手続いただ に手続いただ に かん は出し こ	①脱退:脱退一時金(加入者本人が受取り) ②死亡:遺族一時金(または遺族年金)遺族一時金の額は脱退一時金に1か月分月払保険料を加えたものです。 (注)遺族年金は、加入者の年齢が満55歳以上で死亡された場合に選択できます。選択できる年金種類は確定年金のみとなり、繰延 はできません。(個年型の場合は、加入期間が10年以上の方) ※遺族一時金(年金)の受取人順位 1.戸籍上の配偶者、2.子、3.父母(養父母を実父母の上位順位とする)、4.孫、5.祖父母、6.兄弟姉妹 の順となります。なお、加入者本人が任意で受取人を指定することはできません。また、遺言により受取人を変更することはできません。					
一部払出 (減 ロ) (減 ロ)	- 高払出(減口)はできません。					
全口中止(中断)・ 再加入(払込の再開) ⊕	全口中止・再加入はできません。 -					
年金の	年金受取人(掛金負担者)は加入者本人です。 年金は、年4回(2月、5月、8月、11月)の15日にお支払いします。支払日が金融機関の休日の場合は、翌営業日となります。					
受給資格	掛金積立期間が10年以上かつ満55歳以上の退職者。 ただし、60歳未満で支給開始の場合は終身年金の選択となり、 確定年金を選択する場合は60歳までの繰延が必要です。 満55歳以上の退職者。 年金月額が1万円未満の場合、年金払の取扱いはできません。 したがって、前厚年金の場合は、前厚割合が2対1の場合は2万円以上、3対1の場合は3万円以上初年度年金月額が必要です。					
年金の種類						
(年金受取方法は 退職時に選択し ていただきます。)	基本年金と配当金(生じた場合)による増加年金をあわせてお支払いします。年金受取期間中に一時金でのお受取りを希望された場合には残余保証期間に対応する未払年金現価をお支払いします。ご加入者が年金受取期間中に死亡された場合、ご加入者のご遺族に残余保証期間年金をお支払いするか、年金にかえて未払年金現価を一時金でお支払いします。 (程証期間付終身年金 保証期間中はご加入者の生死にかかわらず、基本年金と配当金(生じた場合)による増加年金をあわせてお支払いします。保証期間経過後には、ご加入者が生存している限り年金をお支払いします。保証期間中に一時金での受取りを希望された場合には残余保証期間に対応する未払年金現価をお支払いします。 ※保証期間経過後は生存確認のため、年1回、所定の書類のご提出が必要となります。 ※保証期間経過後、加入者ご自身が生存されているときは年金のお支払いを再開します。ただし、年金再開後に一時金のお取扱いはできません。ご加入者が保証期間中に死亡された場合、ご加入者の遺族に残余保証期間年金をお支払いするか年金にかえて残余保証期間に対応する未払年金現価をお支払いします。					
年金の繰延	払込完了日より最長10年まで年金支給開始を繰延することができます。 繰延期間中は掛金の払込みができません。 繰延期間を短縮・延長する場合はお申し出ください。 繰延期間中は一部払出(減口)の取扱いはできません。					
配当金支払方法	毎年の決算により配当金が生じた場合には、積立期間中は責任準備金の積増のための保険料の払込みに充当し、年金受給権取得後は 年金の増額のための保険料に充当します。					
主な送付書類	①加入者票(契約内容確認)2月中旬頃 (注)既にご加入の方は、掛金(口数)を変更された場合のみ発行します。 ②ご加入内容のお知らせ・保険料控除証明書(積立金残高のお知らせ)9月上旬頃 ※年金証書は年金お支払時に発行します。					
w = H A = += += 1 \ \						

※1 掛金の変更…変更とは、増口・一部中止のことをさします。一部中止とは積立金の払出しを伴わず掛金を減少させることを言います。加入者は次の事由がある場合には、お申し出により、加入口数の一部について掛金の払込みを中止することができます。ただし、月払は最低2口以上残すことが条件です。ボーナス払のみ「0口」とすることは可能です。 【中止の事由】 災害、疾病・障害(親族の疾病・障害および死亡を含む)、住宅の取得、教育(親族の教育を含む)、結婚(親族の結婚を含む)、債務の弁済、その他加入者が掛金の拠出に支障がある場合。

税法上の取り扱い

個年型と一般型で は保険料控除対象 が違います。確認 のうえお申込み願 います。

ご加入後の型変更 はできません。

保	険	料	個年型→保険料(掛金から制度運営費を控除した額)は個人年金保険料控除の対象となります。
沐			一般型→保険料(掛金から制度運営費を控除した額)は一般の生命保険料控除の対象となります。
脱退	- 特	金	脱退一時金を受取る場合は、次の算式で得た額が、一時所得として課税の対象となります。 一時所得の課税対象額 = (脱退一時金額-払込保険料合計額-50万円)×1/2(他に一時所得がない場合) ※受取金額と払込保険料総額の差額が50万円以上の場合、課税対象となります。 ※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。
年		金	加入者本人が毎年受取る年金は、次の算式で得た額が、雑所得として課税の対象となります。 課税対象額 = (基本年金年額 + 増加年金年額) - (基本年金年額 × <u>既払込保険料総額</u> 年金受取総額(見込額) なお、この額が25万円以上の場合は、この額に対し10.21%の源泉徴収が行われます。 増加年金とは、年金受給権取得後の配当金に基づき積増された年金です。
遺族	一時	金	相続税の対象となります。ただし、受取人が法定相続人の場合「法定相続人数×500万円」まで非課税となります。

- ※令和7年6月1日時点の税法に基づき記載しています。税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。 ※平成22年度の税制改正において、平成24年分以降、「一般生命保険料控除」・「個人年金保険料控除」・「介護医療保険料控除」の3つの控除区分となり、 所得税の所得控除限度額がそれぞれ4万円となりましたが、「アイリスプラン年金コース」は旧制度が適用されるため、「一般生命保険料控除」「個 人年金保険料控除」の所得税の所得控除限度額はそれぞれ5万円となります。

ただし、「一般生命保険料控除」・「個人年金保険料控除」・「介護医療保険料控除」全ての適用を受ける場合の所得税の控除限度額は合計12万円です。 また、住民税についても税制改正により所得控除限度額の変更がされております。

なお、生命保険料控除の詳しい制度につきましては、生命保険協会等のホームページをご参照ください。 生命保険協会ホームページ https://www.seiho.or.jp

教職員生涯福祉財団のホームページのQ&Aもご参照ください。

ດ1. 予定利率は、固定利率・変動利率のどちらですか?

変動です。予定利率は将来変更される可能性があります。そのため積立期間中は年金受取方法および年金受給額は確定しません。年金受取方法は、年金受取時にご選択 いただきます。また、年金受給額は、年金受取時の積立金額を元に決定します。 A 1.

Q2. 個年型と一般型はどう違うのですか?(4ページ取扱内容の詳細参照) A2

※ご加入後の加入型変更はできません。

\\					
	個年型	一般型			
①保険料控除の適用(年末調整·確定申告時提出資料) (制度運営事務費は適用になりません)	個人年金保険料控除の対象 (他に個人年金保険料控除を受けていない場合)	一般の生命保険料控除の対象 (個人年金保険料控除は受けられません)			
②年金の受取方法	9年以下の年金受給期間は設定できません。	2~5年の確定年金も選択可			
その他、新規加入資格、一部払出(減口)、全口中止・再加入、年金受給資格、年金の種類については相違箇所がありますので4ページを参照願います。					

Q3. 積立てはいつまでですか?

- A3. ご退職月まで積立てします。なお、掛金の払込は本人指定口座からとなり、給料天引ではありません
 - ※早期退職等により公立学校共済組合員でなくなった場合は、その時点で払込終了(脱退)となります。但し、文部科学省共済組合、日本私立学校振興・共済事業団に異動された場合は継続できる場合がありますので財団サービスセンターまでご連絡ください。

Q4. 早期退職すると積立金はどうなりますか?

A4. 満55歳以上で退職される場合は、年金または一時金をお支払いします。(個年型は加入期間が10年未満の場合、一時金受取のみとなり年金のお取扱はできません。また、個年型で加入期間が10年以上で満55歳以上60歳未満での年金受取は保証期間付終身年金のみとなります。)満55歳未満で退職される場合は、一時金のみのお支払いとなります。なお、加入期間が短い場合、積立金額は払込金額を下回ることがあります。(3ページ給付額試算表を参照願います)

Q5. 加入の連絡はきますか?

A5. 2月中旬に加入者票をご自宅に送付します。

Q6. 掛金のしくみについて教えてください。

A6. 以下のようなしくみとなります。



- 教職員生涯福祉財団で制度を運営するための事務費です。 ※1制度運営事務費 ……
- 掛金には月払1口当り9円、ボーナス払1口当り90円、一時払1口当り400円の事務費が含まれています。 ※2 保険会社の事務費
 - この制度を管理・運営するための保険会社の事務費です。

この事務費は、掛金のお払込みのつど、掛金に対して約1.3%をいただきます。

(令和7年6月1日現在。今後変更する場合があります。)

この制度加入者が死亡脱退時に1か月分の月払保険料を上乗せして支払うための保険料です。 ※3 遺族特約保険料 ……

この遺族特約保険料は、毎年の決算時の人員構成等によって決定されるため、毎年変動する可能性があります。 この金額(掛金-制度運営事務費-保険会社の事務費-遺族特約保険料)=積立金(運用原資)を「予定利率」で運用 ※4 積立金(運用原資) ……

してお支払いします。

この他、以下の保険会社の事務費を別途いただきます。

年金開始前…前年決算からの平均残高に対して約0.1%(令和7年6月1日現在。今後変更する場合があります。)

年金開始後…年金支払額に対して1.0%

<契約者と生命保険会社からのお知らせ> 個人情報に関する取扱いについて

| 個人情報に関する財扱がについて 当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日等>(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が 保険契約を締結する生命保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ)へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の 事務手続きのために使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、一時金・年金等の支払い、子会社・関連会社・ 提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・ がいた。 が関する業務のため使用(注)し、また、契約者および他の生命保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、 引続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の引受保険会社は、 今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

(注) 保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定され ています。

なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ (https://www.meijiyasuda.co.jp/) をご参照ください。

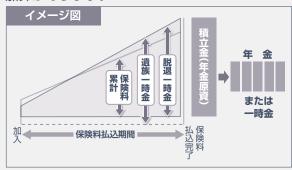
意向確認【ご加入前のご確認】

で加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、で加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、で加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。で加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、取扱内容・給付額試算表の内容・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

契約概要【ご契約内容】

● 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員の方が、自助努力による老後保障資金を準備するために、企業・団体を保険契約者として運営する団体年金保険商品です。在職中に積立てを行ない、退職、退会等により保険料払込完了を迎えられた後に年金または一時金が受け取れます。また、遺族年金特約により、保険料払込期間中の死亡時には加算があります。



② 加入年齢、保険料、保険期間等

加入年齢、加入資格、(追加)加入日、保険料の額、払込方法、払込完了期日等につきましては、本パンフレットの該当箇所をご参照ください。 退職、退会等により企業・団体の所属員でなくなった場合はすみやかに脱退いただきます。

3 積立金(受取予想額)

将来の受取予想額につきましては本パンフレットに記載の給付額試算表にてご確認ください。

母 年金や一時金が主に支払われる場合

■基本年金(もしくは一時金) 保険料払込完了後に、積立金を原資とした年 金もしくは一時金をお支払いします。

■脱退一時金(もしくは年金)

保険料払込完了前に脱退される場合、原則一時金でお支払いとなりますが、年金でのお支払いが可能な場合があります。

■遺族年金(もしくは一時金)

ご加入者が保険料払込期間中に死亡された場合は、積立金に遺族年金特約による加算をして、年金もしくは一時金にて遺族の方にお支払いします。

※上記の年金もしくは一時金について選択できる給付種類等は、企業・団体ごとの制度内容により取扱が異なります。

6 配当金

この保険は1年ごとに財政決算を行ない、剰余 金が生じた場合は配当金をお支払いする仕組み となっています。年度途中で脱退された場合そ の年の配当金はありません。

6 引受保険会社(事務幹事会社)

明治安田生命保険相互会社

本社:東京都千代田区丸の内2-1-1

※本パンフレット記載の複数の保険会社でご契約をお引受けし、明治安田生命保険相互会社は他の引受保険会社の委任を受けて事務を行ないます。引受保険会社は、それぞれの引受割合により保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社等は、変更される場合があります。

注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

● お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険は、団体を契約者とする企業保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

2 責任開始期

ご提出いただいた加入申込書に基づき引受保険会社がご加入を承諾した場合、引受保険会社は所定の「(追加)加入日」からご契約上の責任を負います。なお、企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等には保険へのご加入を決定し、責任を開始させるような代理権はありません。

3 年金や一時金のお支払制限

次のような場合、年金や一時金のお支払いに制限があります。

■遺族年金・遺族一時金の受取人が故意に加入者を死亡させた場合は、他の相続人に遺族年金・遺族一時金をお支払いします。同様に年金受給者を死亡させた場合、未支払の年金原資を他の相続人にお支払いします。

- ■契約者の保険契約締結の際または加入者がこの保険契約に加入する際に、詐欺行為があった場合は、この保険契約の全部または一部が取り消しとなることがあり、既に払込まれた保険料は払戻ししません。
- ■受取人や継続受取人が年金・一時金の請求について詐欺を行なった時(未遂を含みます)など、この保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生した場合や、保険契約者、加入者、受取人または継続受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められるなどの重大な事由が発生した場合は、この保険契約の全部または一部を解除することがあります。この場合、所定の返戻金をお支払いします。
- ■保険料の払込を中断されている期間中にご加入者が死亡された場合、遺族年金特約による 加算はありません。

4 保険料の払込

ご加入者からの保険料の払込のないまま所定の 猶予期間を経過した場合、保険料の請求を停止 し、加入取消もしくは脱退いただくことがあり ます。

⑤ 信用リスク・生命保険契約者保護機構

- ■保険会社の業務または財産の状況の変化により、積立金や脱退・払出し時の一時金の金額、 年金受給時にお約束した年金額が削減される ことがあります。
- ■引受保険会社は生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも積立金額や年金受給時にお約束した年金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問合せ下さい。(ホームページ https://www.seihohogo.jp/)

⑥ ご照会・ご相談窓口

この保険に関する生命保険会社に対する 苦情・相談先(注)

明治安田生命保険相互会社 公法人業務部 特定公法人業務推進第二グループ 03-3283-3360

(注)一般のお手続き等に関するご照会につきま しては、本パンフレット記載の団体窓口へ ご連絡ください。 ■この保険に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会「生命保険協会」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

(ホームページ https://www.seiho.or.jp/)

■なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

→ 積立金や脱退・払出し時の一時金額

この保険では、お払込いただいた保険料全額を そのまま積み立てるのではなく、保険料の一部 は事務手数料や遺族年金特約保険料に充てられ ます。したがいまして、積立金や脱退・払出し 時の一時金の額がお払込いただいた保険料の累 計額を下回る場合があります。

8 予定利率

予定利率とは、お預かりしている保険料積立金に対して付利する利率のことをいいます。金利水準の低下、その他の著しい経済変動などこの契約の締結の際、予見しえない事情の変更により特に必要と認めた場合には、保険業法および同法に基づく命令の定めるところにより主務官庁に届け出たうえで、予定利率を変更することがあります。

9 ご契約の継続と解約返戻金

- ■この保険は、ご加入者の加入状況または福利 厚生制度の変更等によりご継続できないこと があります。ご加入者が10名未満となった 場合、この契約は解約となることがあります。
- ■解約となる場合は、解約返戻金をお支払いします。

● 年金・一時金の支払いに関する手続き等の 留意事項

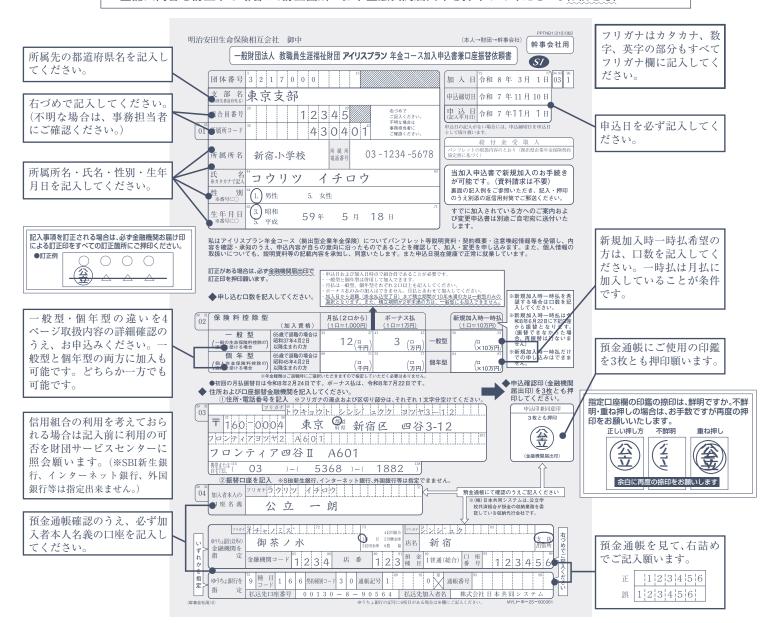
- ■年金・一時金のご請求は、団体(ご契約者)経由で行なっていただく必要がありますので、年金・一時金のお支払事由が生じた場合、すみやかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。
- ■年金・一時金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、他の年金・保険金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。

アイリスプラン年金コース加入申込書兼口座振替依頼書 記入例

すでにご加入中の方で、口数変更・一般型、個年型への追加加入・在職時一時払の申込みをされる方は「住所・氏名等変更手続のご案内」「ご加入内容のお知らせ」「保険料控除証明書」に同封の「変更申込書」にてお手続きください。

金融機関、口座番号、届出印は、預金通帳で金融機関お届けのものと同一であることを確認のうえ、手続きを行ってください。(これらの項目が金融機関の登録内容と異なる場合は再手続きが必要となりますので、ご注意ください。)

- ■3枚複写になっていますので、ボールペンで強く書いてください。 3枚目の本人控は提出不要です。お手元に保管願います。
- ■記入内容を訂正する場合は、訂正箇所に必ず金融機関届出印を押印してください。(3枚とも)



令和7年11月10日(月) 加入申込書 財団サービスセンター必着日

加入手続きが完了すると

令和8年2月中旬に「加入者票」を送付いたします。掛金は令和8年2月24日に指定の預金口座から自動振替いたします。(振替日の前営業日までにご案内金額を ご準備ください。)

事業主団体 一般財団法人教職員生涯福祉財団

引受会社 明治安田生命保険相互会社[事務幹事会社]、住友生命、日本生命、富国生命、太陽生命、第一生命 〈加入手続き等に関するお問い合わせ先〉明治安田生命保険相互会社 公法人業務部 特定公法人業務推進第二グループ 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1 明治安田生命ビル26階 TEL03-3283-3360

相互会社においては、ご契約者が「社員」(構成員) として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

この制度は、一般財団法人教職員生涯福祉財団が引受会社である生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づき運営します。